

企業法

受講生各位

上級フォ-サト 企業法 短答問題集2 訂正のご案内

平素は LEC 公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

上級フォ-サト 企業法 短答問題集2 (ES25530) に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。教材作成上の不備により訂正事項が生じましたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

●上級フォ-サト 企業法 短答問題集2 (ES25530)

P147 ←今回の訂正箇所

誤)

問題2 〈正〉

他の会社の事業全部の譲受けの場合には、反対株主の株式買取請求権が認められている(469条1項)。

正)

問題2 〈誤〉

他の会社の事業全部の譲受けの場合には、原則として、反対株主の株式買取請求権が認められているが(469条1項柱書)、平成26年改正により、簡易事業譲受け(468条2項)の場合には株式買取請求権が認められることとなった(469条1項2号)。

P271 ←10月にお伝えした訂正箇所

誤)

問題25 〈正〉

公開会社は、取締役会の決議によって募集事項を定めたときであっても、株式会社が募集事項について払込期日の2週間前までに金融商品取引法4条1項又は2項の届出（有価証券届出書の提出）をしている場合、その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、通知・公告は不要である（会社201条5項）。会社法と金融商品取引法の開示規制の差異によって、株式会社に過重な負担をかけることを避ける趣旨である。

正)

問題25 〈誤〉

発行登録を行う場合の予定期間は、発行登録の効力発生日から起算して2年を超えない範囲内で内閣府令で定める期間である（23条の6第1項）。コマーシャル・ペーパーは1年間、その他の有価証券については登録者の選択により1年間又は2年間とされている（企業開示14条の6）。